

この法案は、平成 26 年 6 月 18 日議員立法として参議院に提出され継続審議中です。
 日本脳卒中協会など関連 14 団体で作っている脳卒中対策立法化推進協議会が作成した要綱案を基に、自民党・公明党の「脳卒中対策を考える議員の会」が作成されたものです。

脳卒中対策基本法（案）の概要

1 目的

脳卒中が、疾病による死亡の主要な原因・国民が介護を要する状態となる主要な原因となっており、国民の生命及び健康にとって重大な問題

→ 脳卒中対策を総合的かつ計画的に推進

2 基本理念

- (1) 脳卒中の予防及び脳卒中を発症した場合の迅速かつ適切な対応に関する知識の普及・啓発を図ることにより、これらの重要性に関する国民の理解と関心が深まるようにする
- (2) 脳卒中を発症した疑いがある傷病者の搬送及び医療機関における受入れの迅速かつ適切な実施、脳卒中患者に対する良質かつ適切なリハビリテーションを含む医療の迅速な提供、脳卒中患者に対する日常生活の支援を含む福祉サービスの提供その他の脳卒中に係る保健・医療・福祉に係るサービスの提供が、その居住する地域にかかわらず、かつ、継続的かつ総合的に、行われるようにする
- (3) 脳卒中に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、その成果を普及し、活用し、及び発展させる

3 責務

- (1) 国の責務
基本理念のっとり、脳卒中対策を総合的に策定し、実施する
- (2) 地方公共団体の責務
基本理念のっとり、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する
- (3) 医療保険者の責務
国・地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努める
- (4) 国民の責務
脳卒中に関する正しい知識を持ち、脳卒中の予防に注意を払うとともに、脳卒中を発症した疑いがある場合に、できる限り早期かつ適切に対応するよう努める
- (5) 保健・医療・福祉の業務に従事する者の責務
国・地方公共団体が講ずる脳卒中対策に協力し、脳卒中の予防に寄与するとともに、良質かつ適切な脳卒中に係る保健・医療・福祉に係るサービスを提供するよう努める

4 法制上の措置等

政府は、脳卒中対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる

5 脳卒中対策推進基本計画等

- (1) 政府は、脳卒中対策推進基本計画を策定
- (2) 都道府県は、都道府県脳卒中対策推進計画を策定

6 基本的施策

国及び地方公共団体は、次の施策を講ずる

- (1) 脳卒中の予防の推進
- (2) 脳卒中を発症した疑いがある傷病者の搬送及び医療機関における受入れの迅速かつ適切な実施のための体制の整備
- (3) 救急救命士・救急隊員に対する研修の機会の確保
- (4) 専門的な脳卒中医療の提供を行う医療機関の整備
- (5) 脳卒中の再発防止のための施策
- (6) 脳卒中患者・脳卒中の後遺症を有する者の福祉を図るための施策
- (7) 消防機関、医療機関その他の関係機関相互間の連携協力体制の整備
- (8) 脳卒中に係る保健・医療・福祉の業務に従事する者の育成・資質の向上のための施策
- (9) 脳卒中対策に関する情報の収集・提供、脳卒中患者・その家族に対する相談支援の推進
- (10) 脳卒中に関する事項についての研究の促進、その成果の活用

7 全国脳卒中対策推進協議会等

- (1) 厚生労働省に、全国脳卒中対策推進協議会を置く
- (2) 都道府県は、都道府県脳卒中対策推進協議会を置くよう努める

8 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行